

## 様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	壮瞥町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sobetsu.lg.jp/kurashi/joho/mainanba.html">http://www.town.sobetsu.lg.jp/kurashi/joho/mainanba.html</a>

執行機関名 壮瞥町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成6年条例第24号)による助成金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		壮瞥町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の第2の項 壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成6年条例第24号)による助成金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成6年条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その <u>生活の安定と向上</u> のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の <u>福祉を図ること</u> を目的とする。	この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成6年条例第24号) 壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和58年規則第4号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等の母又は父及び児童(児童の場合にあっては保護者)に対する医療費の助成に係る受給資格についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号イ	壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条 壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		